事業用低公害車購入等費用補助金

受付場所

みよし市役所２階　環境課窓口
※実績報告書を郵送で提出することは不可
※書類に不備がある場合は、書類を受付けずお返しします

みよし市

電話：０５６１－３２－８０１８
FAX：０５６１－７６－５１０３
メール：kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

補助金の対象者

補助金の対象になる方は、以下のすべての項目に該当する方です。

・みよし市内に事務所または事業所を有するもの。

・自らの事業の用に供する目的で、新規登録により市内を使用の本拠とする低公害車を購入または３年以上のリース（サブスクリプションを含む。以下同じ。）契約したもの

・市税を滞納していないこと。

※上記に１つでも該当しない場合、補助の対象となりませんのであらかじめ良くご確認ください。

補助対象システム

◇燃料電池自動車

四輪以上の検査済自動車であり、その自動車検査証に「燃料電池自動車」と記載されているもの。

◇プラグインハイブリッド自動車

四輪以上の検査済自動車であり、その自動車検査証に「プラグインハイブリッド車」と記載されているもの。

◇電気自動車

上記を除く四輪以上の検査済み自動車であり、その自動車検査証の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。

◇超小型電気自動車

道路交通法施工規則別表２に掲げるミニカーのうち、定格出力が０．２５キロワットを超え、０．６キロワット以下で電動機を有する四輪以上のものであり、みよし市税条例第８２条第３項に規定する証明書にミニカーと記載されているもの。

補助金額

<u>値引き後の車両本体価格（税込）の５％</u>

・燃料電池自動車　　<u>上限３５万円</u>

・プラグインハイブリッド自動車及び電気自動車　<u>上限１５万円</u>

・超小型電気自動車　　<u>上限５万円</u>

※１，０００円未満の端数は切り捨て。

※補助金の交付は、同一の補助対象事業者について１年度につき１台を限度とする。

※リース（超小型電気自動車のリースを除く。）にあっては、契約年数が４年に満たない場合は、契約年数を４年で除して得た値に当該補助金の額を乗じて得た金額とし、契約年数に年未満の期間が発生する場合は、その期間を切り捨てるものとする。

手続方法

１　補助金交付申請書兼実績報告書の提出

低公害車の新規登録後９０日以内に、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に添付書類（必要書類参照）を揃えてみよし市役所２階にある環境課窓口へ提出してください。※郵送不可

２　補助金請求書の提出

市が補助金交付申請書兼実績報告書の内容を審査し、適正であると認められると環境課から補助金交付決定通知書（様式第２号）と補助金交付請求書（様式第３号）が送付されます。この通知を受け取りましたら、速やかに補助金交付請求書を提出してください。補助金交付請求書を提出していただかないと、補助金を振り込むことができません。

※補助金交付請求書は、環境課窓口に持参するほか、郵送やサンネット窓口に提出することもできます。

必要書類

□補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）
□自動車検査証または標識交付証明書の写し
□法人市民税の領収書の写し、所得税の申告書の写し又は事業所証明書の写し
□請求明細書の写し（購入の場合）
□リース契約書の写し（リースの場合）
□リース車両明細書（様式第１－２号）（リースの場合）
□市税の完納を証明する納税証明書
□その他市長が必要と認める書類

注意事項

１．補助金交付決定通知書は概ね１か月を目途に発送します。
２．補助金の支払いは、補助金交付請求書を受理してから概ね２～３週間後になります。
３．必要書類の不足をはじめ、提出書類に不備があった場合、受付はせず再提出となります。ホームページに別途掲載されている記載例をよく確認したうえで記入し、不足する書類がないか十分に確認してから提出してください。
４．補助金交付決定通知書の再交付はできません